

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

2017年（平成29年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

|          |          |
|----------|----------|
| 湘南台子どもの家 | 片瀬子どもの家  |
| 羽鳥子どもの家  | 中里子どもの家  |
| 藤沢子どもの家  | 鵜沼子どもの家  |
| 大越子どもの家  | 大庭子どもの家  |
| 六会子どもの家  | 長後子どもの家  |
| 鵜南子どもの家  | 八松子どもの家  |
| 本町子どもの家  | 秋葉台子どもの家 |
| 高谷子どもの家  | 俣野子どもの家  |
| 村岡子どもの家  |          |

2 指定管理者となる団体

藤沢市朝日町10番地の8  
公益財団法人藤沢市みらい創造財団

3 指定の期間

2018年（平成30年）4月1日から2023年（平成35年）3月31日  
まで

提案理由

藤沢市地域子どもの家の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

## 参 考

地方自治法 抜粋

(公の施設の設置, 管理及び廃止)

### 第244条の2

- 6 普通地方公共団体は, 指定管理者の指定をしようとするときは, あらかじめ, 当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。